

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
の規定による行政処分等の処分基準

令和7年4月1日
高石市保健福祉部広域事業者指導課

(趣旨)

介護保険法に基づく介護サービス事業者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業者について、事業者が行った不正行為等に対する行政処分等の実施及び程度を決定するための考え方を以下のとおり定める。

(対象となる事業所)

1 介護保険法

指定居宅サービス事業者	法第 41 条第 1 項
指定地域密着型サービス事業者	法第 42 条の 2 第 1 項
指定居宅介護支援事業者	法第 46 条第 1 項
指定地域密着型介護予防サービス事業者	法第 54 条の 2 第 1 項
指定介護予防支援事業者	法第 58 条第 1 項
指定事業者 (介護予防・生活支援サービス事業(第 1 号事業))	法第 115 条の 45 の 3 第 1 項

2 障害者総合支援法

指定障害福祉サービス事業者	法第 29 条第 1 項
---------------	--------------

(行政処分等の程度決定の基本方針)

1 前提となる考え方

(1) 行政処分等は、事業者が行った不正行為が介護保険法及び障害者総合支援法の処分事由のいずれかに該当する場合に行われるものである。

ここでは、人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求、不正の手段による指定及びその他法令違反の 6 つに該当する場合の処分等の程度決定について定める。

(2) 処分等の程度決定に当たっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものであり、処分事由のうち、監査時の虚偽報告及び虚偽答弁についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるものであるが、ここでは、虚偽報告等による隠蔽前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取り扱う。

(3) 処分等の程度については、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という態様、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分される。

なお、人員基準違反及び運営基準違反については、原則としてそれらの処分の前段階として、行政指導たる勧告（勧告に従わない場合、命令）がある。

(処分事由ごとの基本となる処分等の態様等)

介護保険法

処分事由	根拠条文	基本となる処分等の態様
(1) 人員基準違反	法 77 条第 1 項第 3 号等	勧告 (A)
(2) 運営基準違反	法 77 条第 1 項第 4 号等	勧告 (A)
(3) 人格尊重義務違反	法 77 条第 1 項第 5 号等	指定の全部効力停止 (C)
(4) 不正請求	法 77 条第 1 項第 6 号等	指定の全部効力停止 (C)
(5) 不正の手段による指定	法 77 条第 1 項第 9 号等	指定の全部効力停止 (C)
(6) その他法令違反	法 77 条第 1 項第 1 号、 第 10 号	指定取消 (D)

障害者総合支援法

処分事由	根拠条文	基本となる処分等の態様
(1) 人員基準違反	法 50 条第 1 項第 4 号等	勧告 (A)
(2) 運営基準違反	法 50 条第 1 項第 5 号等	勧告 (A)
(3) 人格尊重義務違反	法 50 条第 1 項第 3 号等	指定の全部効力停止 (C)
(4) 不正請求	法 50 条第 1 項第 6 号等	指定の全部効力停止 (C)
(5) 不正の手段による指定	法 50 条第 1 項第 9 号等	指定の全部効力停止 (C)
(6) その他法令違反	法 50 条第 1 項第 1 号、 第 10 号	指定取消 (D)

行政処分等の程度 (態様 (級) 及び期間 (号))

程度	内 容
A 級	勧告 (人員基準違反、運営基準違反時のみ)、勧告以外の行政指導
B 級 - 1 号	指定の一部効力停止 1 月 (新規利用者受入停止等)
B 級 - 2 号	指定の一部効力停止 3 月 (新規利用者受入停止等)
B 級 - 3 号	指定の一部効力停止 6 月 (新規利用者受入停止等)
B 級 - 4 号	指定の一部効力停止 1 年 (新規利用者受入停止等)
C 級 - 1 号	指定の全部効力停止 1 月
C 級 - 2 号	指定の全部効力停止 3 月
C 級 - 3 号	指定の全部効力停止 6 月
C 級 - 4 号	指定の全部効力停止 1 年
D 級	指定取消

* 指定の効力停止の期間 (号) については、原則として、1 月、3 月、6 月、1 年の 4 区分とする。

(4) 本考え方は、違反等の内容に関する事実から導き出す処分内容の目安を示すものである。したがって、本考え方に示していない勘案すべき要素等があれば、それを加味し、総合的な判断により、処分内容を決定するものとする。

2 基本的な考え方

(1) 処分等の程度決定に当たっては、原則として、以下の各段階を経て決定するものとする。

(ア) 処分事由ごとに、基本となる処分等の態様を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とする。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とする。ただし、その他法令違反により事業者の適格性に欠けると認められる場合は、「指定取消」とする。

(イ) 処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。

(ウ) 処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の期間については、基本を3月とする。

これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。

①利用者被害、法益を侵害している様態・程度

- ・被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害はどの程度深刻か。
- ・利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為は法益をいかなる程度侵害しているか。

②故意性の有無

- ・当該違法・不当行為は故意によるものか(場合によっては重過失を含む)、あるいは過失によるものか。

③常習性の有無

- ・当該違法・不当行為は反復継続して行われたのか、あるいは一回限りのものであったのか。
- ・当該違法・不当行為が行われた期間はどの程度であったのか。

④組織性の有無

- ・当該違法・不当行為は現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者も関わっていたものか。
- ・問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

⑤悪質性の有無

- ・当該違法・不法行為につき、行政からの指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導にしたがっていないことが認められるかどうか。
- ・監査時に、虚偽報告や虚偽答弁の事実が認められるかどうか。

加重又は軽減は月単位とし、基本となる3月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、期間（号）を決定する。

ただし、上記の検討を経た期間と比較し、不正行為の改善に要すると考えられる期間の方が長い場合は、当該改善に要する期間とする。

<処分期間の換算表>

加重・軽減後月数	換算程度（号）	内容
1～2月	1号	指定の全部又は一部効力停止1月
3～5月	2号	指定の全部又は一部効力停止3月
6～8月	3号	指定の全部又は一部効力停止6月
9月～	4号	指定の全部又は一部効力停止1年

(エ) 処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容については、以下のとおりとする。

- ① 原則として、新規利用者の受入停止とする。
- ② 処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。
- ③ 介護給付等支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記（4）参照）に適用する。
- ④ 介護給付等支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている7割への制限（減算部分は3割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は6月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは3月を標準とする。

(2) 一つの不正行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。

ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げない。

(3) 二以上の不正行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行う。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。

(4) 上記（1）から（3）の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容を定める。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更の上、処分内容を決定する。

3 個別事情による加重・軽減

(1) 人員基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 A 利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 2 級(態様)
	B 利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級(態様)
②故意性	【加重の視点】 A 故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月(期間)
	【軽減の視点】 B 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月(期間)
③常習性	【加重の視点】 A 違反状況の継続が1年以上の場合	+ 1 月(期間)
	【軽減の視点】 B 違反状況の継続が3月以下の場合	▲ 1 月(期間)
④組織性	【加重の視点】 A 役員等が実行又は関与(指示)していたもの	+ 1 月(期間)
	B 役員等が不正行為を認識しながら隠蔽を行ったもの	+ 1 月(期間)
	【軽減の視点】 C 役員等が実行又は関与(指示)していないもの	▲ 1 月(期間)
⑤悪質性	【加重の視点】 A 当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの	+ 2 級(態様)
	B 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級(態様)
	【軽減の視点】 C 事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級(態様)
⑥過去5年の行政処分等	【加重の視点】 A 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 3 級(態様)
	B 同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき	+ 1 級(態様)
	C 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級(態様)

	D 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 1 級(態様)
--	--	-----------

(2) 運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 A 利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 2 級(態様)
	B 本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき ・介護サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ・介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業者間等での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき	+ 2 級(態様)
	C 利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級(態様)
②故意性	【加重の視点】 A 故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月(期間)
	【軽減の視点】 B 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月(期間)
③常習性	【加重の視点】 A 違反状況の継続が1年以上の場合	+ 1 月(期間)
	【軽減の視点】 B 違反状況の継続が3月以下の場合	▲ 1 月(期間)
④組織性	【加重の視点】 A 役員等が実行又は関与(指示)していたもの	+ 1 月(期間)
	B 役員等が不正行為を認識しながら隠蔽を行ったもの	+ 1 月(期間)
	【軽減の視点】 C 役員等が実行又は関与(指示)していないもの	▲ 1 月(期間)
⑤悪質性	【加重の視点】 A 基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにも関わらず正当な理由がなく定員超過が2月以上継続しているとき	+ 2 級(態様)
	B 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級(態様)

	【軽減の視点】 C 事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級(態様)
⑥ 過去 5 年の行政処分等	【加重の視点】 A 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき B 同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき C 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき D 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 3 級(態様) + 1 級(態様) + 1 級(態様) + 1 級(態様)

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 A 利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの 【軽減の視点】 B 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	+ 1 級(態様) ▲ 1 級(態様)
②故意性	【加重の視点】 A 故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 B 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
③常習性	【加重の視点】 A 違反状況の継続が 3 月超の場合 【軽減の視点】 B 違反状況の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
④組織性	【加重の視点】 A 役員等が実行又は関与(指示)していたもの B 役員等が不正行為を認識しながら隠蔽を行ったもの 【軽減の視点】 C 役員等が実行又は関与(指示)していないもの	+ 1 級(態様) + 2 月(期間) ▲ 1 級(態様)
⑤悪質性	【加重の視点】 A 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認めら	+ 1 級(態様)

	れたもの 【軽減の視点】 B 事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級(態様)
⑥ 過去 5 年の行政処分等	【加重の視点】 A 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき B 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき C 同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき D 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級(態様) + 1 級(態様) + 4 月(期間) + 2 月(期間)

(4) 不正請求

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 A 不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬及び利用者負担額)の概ね 10%以上の場合 【軽減の視点】 B 不正請求額が事業所の年間収入の概ね 1%未満の場合(ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。)	+ 1 級(態様) ▲ 1 級(態様)
②故意性	【加重の視点】 A 故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 B 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
③常習性	【加重の視点】 A 違反状況の継続が 1 年以上の場合 【軽減の視点】 B 違反状況の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
④組織性	【加重の視点】 A 役員等が実行又は関与(指示)していたもの B 役員等が不正行為を認識しながら隠蔽を行ったもの 【軽減の視点】 C 役員等が実行又は関与(指示)していないもの	+ 1 月(期間) + 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)

⑤悪質性	【加重の視点】 A 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 B 事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+ 1 級(態様) ▲ 1 級(態様)
⑥過去5年の行政処分等	【加重の視点】 A 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき B 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき C 同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき D 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級(態様) + 1 級(態様) + 4 月(期間) + 2 月(期間)

(5) 不正の手段による指定

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 A 明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの 【軽減の視点】 B 指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	+ 1 級(態様) ▲ 1 級(態様)
②故意性	【加重の視点】 A 故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 B 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
③常習性	-	-
④組織性	【加重の視点】 A 役員等が実行又は関与(指示)していたもの B 役員等が不正行為を認識しながら隠蔽を行ったもの 【軽減の視点】	+ 1 月(期間) + 1 月(期間)

	C 役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 A 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの B 不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月超の場合 【軽減の視点】 C 事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの D 不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月以下の場合	+ 1 級（態様） + 1 月（期間） ▲ 1 級（態様） ▲ 1 月（期間）
⑥過去5年の行政処分等	【加重の視点】 A 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき B 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき C 同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき D 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）

(6) その他法令違反

項目	内容	程度
事業者の適格性	事業者（法人である場合はその役員等）が次のような事項に該当し、指定取消処分を受けているとき A 事業者が禁錮以上の刑を受け、介護保険法又は障害者総合支援法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき B 介護保険法又は障害者総合支援法その他保健医療福祉に関する法律又はそれらに基づく命令・処分に違反したとき	指定取消 指定取消

4 利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

前述までのおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を行う。この評価は全処分事由に共通するものとする。

項目	内容	程度
①利用者保護	指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更
②運営体制等	<p>A 勧告（指導）相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</p> <p>B 勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</p> <p>C 上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき</p>	<p>勧告（指導）を一部効力停止へ変更</p> <p>勧告（指導）又は指定の一部効力停止を全部停止へ変更</p> <p>勧告（指導）並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更</p>

(その他の留意点)

1 人員基準違反及び運営基準違反の場合

例えば、介護保険法の規定では、「条例で定める員数を満たすことができなくなったとき」及び「基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき」とされていることから、監査時以前の過去の一時期に基準違反があったが監査時には基準が満たされている場合は、行政処分等の事由には該当しない。ただし、人員基準違反に起因する不正請求等は当然のことながら行政処分等の事由に該当するものである。

2 不正請求の場合

サービス提供記録等が全部又は一部存在しない並びに不備がある場合等は、明確に運営基準に違反していると考えられるが、不正請求と認定するに当たっては、関係者の証言や他の諸記録との整合性等を調査し、サービス提供が不可能であったことを確認できるか否か判断を行うこととなる。

この場合、経験則による不正請求の推認を行うことも可能ではあるが、事業者側に特段の主張がないか確認しておくことも慎重な判断を行う上での一助になると考えられる。

3 不正の手段による指定の場合

不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した介護給付等は全額返還対象となる。

なお、不正の手段による申請を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止される。

用語の定義等について

勧告	指定権者が事業所等に対して、期限内に改善措置内容について報告を求めること
命令	事業所等が正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかった場合には、指定権者は勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる
効力の一部停止	新規利用者の受け入れ停止、介護報酬請求額の上限設定等
効力の全部停止	指定の効力が処分日（効力発生日）に全て停止
指定取消	指定の効力が処分日（効力発生日）に取消
不正	法規や公序良俗に反する違反のこと
故意	自分の行っている行為が何らかの結果をもたらすことを認識していたにもかかわらず、あえてその行為を行ったこと
過失	不注意により、失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を引き起こすかについて認識しえたにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないこと
重大な過失	最高裁判例によって、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とされています（最判昭和 32 年 7 月 9 日最高裁判所第三小法廷、損害賠償請求事件）
軽過失	行うべき注意を欠いている状態のこと
役員等	法人の役員だけでなく、事業所の管理者も含む

行政処分の基本的な考え方（フロー図）

